

準中型免許の新設について

近年の貨物自動車を取り巻く情勢の変化により、集配等で利用頻度が高い最大積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装設備が取り付けられることによって、車両総重量が5トンを超え、運転に中型免許が必要なものが多くなっていった。一方、中型免許の取得年齢は20歳であることから、高校を卒業して間もない若年者が直ちにこれを運転することができず、運転者の人材確保にも影響を及ぼしているとの指摘があった。

このような状況を踏まえ、免許を持たない18歳以上の者でも取得でき、車両総重量7.5トン未満の自動車を運転可能とする準中型免許を新設することを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平27法40）が、平成27年6月、第189回国会において成立し、29年3月12日から施行された。

準中型免許制度の施行に当たっては、新制度について国民に広く周知するため、政府広報やポスター・リーフレットを活用するなど、広報啓発活動を実施した。特に、トラック等を運転することが必要な職業への就職を希望する新規高等学校卒業予定者等に対して、準中型免許制度が確実に周知されるよう、各都道府県教育委員会等を通じ、全国の高等学校等に対して広報啓発活動を実施した。

18歳から取得可能な免許

準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日


3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査^(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。
※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から普通免許なしでもOK!



■免許の区分、受験資格等の改正概要について

	改正前		改正後	
	車両総重量	最大積載量	車両総重量	最大積載量
普通自動車	5トン	3トン	3.5トン	2トン
準中型自動車			7.5トン	4.5トン
中型自動車	11トン	6.5トン	7.5トン	4.5トン
大型自動車			11トン	6.5トン
免許区分	普通免許	中型免許	普通免許	準中型免許
取得年齢	18歳以上	20歳以上	18歳以上	18歳以上
受験資格		普通免許等保有2年		普通免許等保有2年
大型免許				普通免許等保有3年